

遠軽町使用料減免規定運用指針

平成19年8月策定
平成24年3月改定

第1 趣旨

町内の公共施設を町民若しくは町民以外が使用する場合は、各施設の条例に定められている規定に基づき使用料を徴収しているが、一方では、社会教育関係団体や社会福祉関係団体などの公共的又は公益的団体がこれらの施設を使用するときは、公共的・公益的な活動を支援するため、使用料の減額又は免除（以下、「減免」という。）を幅広く適用している状況にある。

施設の維持管理に要する経費の大半は、町税という形で町民が負担していることから、「受益者負担の原則」に基づき、「施設を使用する者」と「施設を使用しない者」との公平な負担を図るため、減免の適用は真に止むを得ないものに限定する必要がある。

このため、各地域・各施設で行われてきた減免規定の運用について、統一した取扱いを行うため必要な事項を定める。

第2 減免規定運用の施行日

平成19年10月1日（使用料改正の施行日）以降の使用申請分から、施行するものとする。

第3 減免規定運用の根拠

各施設の条例中「町長（教育委員会）は、特別な理由があると認めたときは、規定する使用料を減額し、又は免除することができる。」の規定による。

第4 減免規定運用の内容

団体の日常的な活動については、現在減免を受けている各種団体（以下、「減免団体」という。）の急激な負担を避けるため、使用料の8割を減額できるものとする。

なお、原則、現在減免を受けていない団体については、現行のとおり減免しないものとする。

(1) 使用料の免除

- ア 遠軽町又は国、北海道などが主（共）催して事業を行う場合
- イ 減免団体が主（共）催する総会及び大会や発表会、事業を行う場合

(2) 使用料の減額

減免団体が主（共）催して、日常的な活動を行うものであって社会教育又は社会福祉の向上など公共性、公益性があると認められる場合

(3) 冷暖房料

上記（1）（2）により使用料の減免を受けた団体にあっても、冷暖房を使用する場合の冷暖房料は減免の対象とはしない。

ただし、（1）アについてはこの限りではない。

第5 上記以外の取扱い

政策的なものなど、上記第4以外の特別なものについては、上記第3に基づいて施設所管課の決裁により、減免適用を判断する。

第6 今後の方針性

使用料の減額については、最長4年を周期とした使用料の見直しを行っていく中で、使用者数及び使用料収入の推移を検証しながら状況を見極めつつ、将来的には全町統一した取り扱いとする。

遠軽町使用料金減免規定運用基準

平成19年8月

第1 趣旨

この基準は、使用料金減免規定運用指針（以下、「指針」という。）に基づく、使用料金減免規定の適用に関して、地域間又は団体間の具体的かつ統一した取扱いを明確にするため、必要な事項を定める。

第2 現存する団体に対する減免措置の考え方

(1) 減免団体の取扱い

- ア 当該団体の所在する地域と同一地域にある施設を使用する場合は、減免措置の対象とする。
- イ 当該団体の所在する地域と同一地域以外にある施設を使用する場合は、その使用しようとする施設の地域に所在する類似団体の取扱いに準ずるものとする。

(2) 減免団体以外の取扱い

- ア 当該団体の所在する地域と同一地域にある施設を使用する場合は、減免措置の対象としない。
- イ 当該団体の所在する地域と同一地域以外にある施設を使用する場合は、その使用しようとする施設の地域に所在する類似団体の取扱いに準ずるものとする。

【適用区分】

○=減免の対象（減額又は免除の対象となる）

△=各地域の取扱いに準じる（減額又は免除の対象もしくは減免の対象外）

×=減免の対象外

施設区分		団体が利用する施設			
		遠軽地域 内の施設	生田原地域 内の施設	丸瀬布地域 内の施設	白滝地域 内の施設
減 免 團 體	該 當	遠軽地域団体	○	△	△
	該 當	生田原地域団体	△	○	△
	該 當	丸瀬布地域団体	△	△	○
	該 當	白滝地域団体	△	△	○
非 該 當		遠軽地域団体	×	△	△
非 該 當		生田原地域団体	△	×	△
非 該 當		丸瀬布地域団体	△	△	×
非 該 當		白滝地域団体	△	△	×

第3 新規団体等に対する減免措置の考え方

(1) 合併した団体の取扱い

合併した団体における減免措置の取扱いについては、統合前の各団体に適用されていた減免措置に準じて判断する。

(2) 新規の団体の取扱い

新規団体における減免措置の取扱いについては、施設所管課において団体所管課と協議の上、決定する。

第4 減免規定運用の具体的な考え方

減免団体が、施設を使用する際における減免規定の運用に関しての基本的な考え方は、従来の「免除」から「減額を含めた有料」へ転換することである。
このため、指針における「第4 減免規定運用の内容」による具体的な適用の考え方は次のとおりとする。

使用料減免規定運用指針（抜粋）

第4 減免規定運用の内容

(1) 使用料の免除

ア 遠軽町又は国、北海道などが主（共）催して事業を行う場合

遠軽町や国、北海道などの行政機関（一部事務組合、本町が加入している共同設置機関も含む）が主催又は共催し、行政活動のために施設を使用する場合

（例） 行政機関の会議、研修会、説明会、附属機関の会議など

イ 減免団体が主（共）催する総会及び大会や発表会、事業を行う場合

現在減免を受けている団体が主催または共催により行う活動のうち、日常的な活動ではなく、特別もしくは時期的な活動として施設を使用する場合
（例）
定期総会、研修会、講演会、芸能発表会、展示会、レクリエーション、交流会など

(2) 使用料の減額

減免団体が主（共）催して、日常的な活動を行うものであって社会教育又は社会福祉の向上など公共性、公益性があると認められる場合

現在減免を受けている団体が主催又は共催により行う活動のうち、日常的な活動として施設を使用する場合
（例）
役員会、例会、定期的な活動など

(3) 冷暖房料

上記（1）（2）により使用料の減免を受けた団体にあっても、冷暖房を使用する場合の冷暖房料は減免の対象とはしない。

上記（1）または（2）の適用により、施設の使用料が減免される場合でも、冷暖房料の規定がある施設で冷暖房を使用する場合は、条例の規定どおり料金を徴収するものとする。

ただし、上記（1）アに関しては適用しない。

第5 減免規定の適用除外

- (1) 町が後援となっている場合であっても、主（共）催する団体が減免措置を受けない場合
- (2) 個人で使用する場合
- (3) 使用料の使用区分で団体登録の規定がある場合
- (4) 団体で申込みがあった場合でも、個人競技とみなされる場合（パークゴルフ場の使用など）
- (5) 夜間照明の使用料